

2-1 金銭消費貸借契約

貸付契約は金銭消費貸借契約です。ここでは、金銭消費貸借契約の特徴について、契約の典型例である売買契約と比較しながら学びます。今後の学習の基本となる部分ですので、しっかり押さえておきましょう。

1 契約の成立

重要度 ★★

通常、契約は、申込みの意思表示と承諾の意思表示の合致（合意）で成立します。例えば、売買契約は、「売る」という意思表示と「買う」という意思表示の合致によって成立します。このように、意思表示の合致のみによって成立する契約を^{だくせいけいやく}諾成契約といいます。

これに対して、消費貸借契約は、意思表示の合致のほか、目的物の引き渡しによって初めて成立する契約です。このように、意思表示の合致のほか、目的物の引き渡しが必要であれば成立しない契約を^{ようぶつけいやく}要物契約といいます。

● 諾成契約と要物契約の違い

諾成契約：意思表示の合致→契約成立

要物契約：意思表示の合致+目的物の引渡し→契約成立

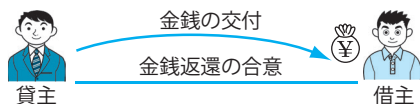
2 金銭消費貸借契約

重要度 ★★★

消費貸借契約とは、①当事者の一方（借主）が種類・品質・数量の同じ物をもって返還することを約束して、②相手方（貸主）から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力が発生する契約です。

消費貸借契約の典型例は貸付契約であり、貸付契約は①金銭を返還することの合意、および、②金銭の交付によって成立します。貸付契約は、借主に金銭を消費させ、一定期間後（返済日）に返還させる契約であるため、「金銭消費貸借契約」の一種です。

▼ 貸付契約（金銭消費貸借契約）



3 金銭消費貸借契約の性質

重要度 ★★

(1) 有償契約・無償契約

売買契約は買主が代金を支払うので有償契約です。これに対して、消費貸借契約は、**特約（利息契約）がなければ無利息である**とされているので、原則として無償契約です。特約がある利息付消費貸借契約は、有償契約です。

▼ 売買契約と消費貸借契約の比較

売買契約	消費貸借契約
諾成契約	要物契約
有償契約	原則（特約なし）：無償契約 例外（特約あり）：有償契約

(2) 返済の時期

消費貸借契約において当事者が**返還の時期を定めなかった**場合、貸主は、借主に対して、**相当の期間を定めて**返還の催告をすることができるとされています。そのため、貸主は直ちに返還するよう求めることはできません。

4 準消費貸借

重要度 ★★

代金支払債務等を負う者がある場合、**当事者がその代金等を消費貸借の目的とすることを約したときは**、消費貸借は、これによって成立したものとみなされます。
※ 試験対策としては、「債務＝義務」「債権＝権利」と理解しておけば十分です。

練習問題（○×問題）

- 消費貸借契約は、契約当事者の意思表示の合致によって成立する。
- 金銭消費貸借契約を締結した場合、特約がなくても、貸主は借主に対して利息の支払いを請求することができる。

解答

- × 消費貸借契約は目的物の引渡しが必要であれば成立しません。
- × 特約がなければ利息を請求することはできません。

ポイント

- 貸付契約は金銭消費貸借契約である。
- 金銭消費貸借契約は金銭の交付がなければ成立しない（要物契約）。
- 金銭消費貸借契約は特約がなければ無利息である。